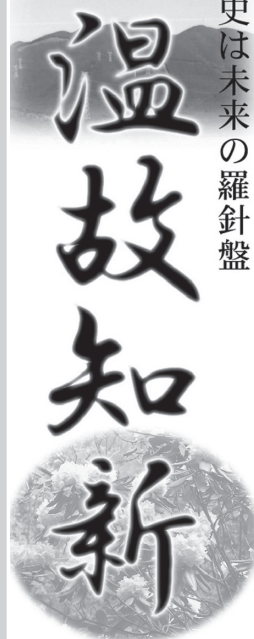


歴史は未来の羅針盤



これまでに刊行しました『近江日野の歴史』は、第一巻「自然・古代編」、第二巻「中世編」、第五巻「文化財編」、第六巻「民俗編」、第七巻「日野商人編」、第八巻「史料編」となりました。教育委員会や各公民館などにおいて、一冊四、〇〇〇円で好評販売中ですので、ぜひともお買い求めください。

『近江日野の歴史』第七巻「日野商人編」を発売して以来、日野商人の活動の様子をさまざまな視点から紹介してきました。最終回となる今回は、「出世証文」について紹介します。

## 出世払いと出世証文

「出世払い」。俗に「ある時払いの催促なし」とも言われるこの慣行は、我々現代人にとっては馴染みの深いものですが、いつごろどのようにして始まったものなのでしょう。

この疑問の答えは、「出世証文」と呼ばれる江戸時代の古文書のなかに見いだすことができます。

出世証文とは、何らかの理由があつて借金を返済することができなくなった債務者（借用人）が、債権者（貸主）に対して返済の無期限延長を依頼し、将来出世したときに借金を返済することを約束した証文のことです。文字どおり、

「出世払い」を明文化した証文にほかなりません。

現在発見されている出世証文のなかで最古のものは、京都の商家に伝わる宝暦4（1754）年の日付を持つものです。近江国内では、八幡商人の西川伝右衛門家に伝えられた宝暦10（1760）年のものが最古ですから、出世払いの慣行は18世紀のころから始まったことがわかります。

出世証文の分布をみると、全体の9割が上方地域に集中しており、さらにそのうちの大多数が近江商人宅に伝えられています。出世払いの慣行は、江戸時代の近江商人の商慣習にルーツをもつものだったのです。

日野商人宅や日野の村々からも、江戸中期から明治30年代の日付をもった36通の出世証文が発見されていますので、当地も「出世払い」先進地であつたといえるでしょう。

## 出世証文の世界

これら出世証文では、無利子・無担保の形式が貫かれています。したがって証文が発行された後は、借金は無利子のまま据え置かれ、返済の催促も停止されます。

また、債務者は無一文となりますので、担保は無しとなります。しかし、実際には妻子や親族など連署した人の誇りや尊厳が担保の役割を果たしました。借金を返すまでは、借用した本人だけでなく妻子もまた肩身の狭い思いをしなければなりません。そのような意味で、出世証文は一家そろつて人生をやりなおすための動機付けの役割を果たしていたと言われています。

一方、無利子・無担保による借金返済の猶予に応じた債権者たる近江商人たちの意識の中には、商売仲間や奉公人といった債務者に対する勉励の意味合いがこめられ

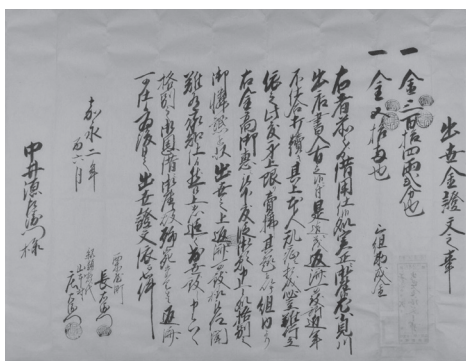
ており、「陰徳善事」の精神が発露されていると評価されています。

## 「出世」とは何か

出世証文に記される「出世」とは、具体的にはどのような状況を示すのでしょうか。

日野商人宅に伝わつた出世証文によれば、出世とは「破産した財産を立て直し、家普請をできるようになったとき」であると記されています。

出世証文は、仕合せ証文とも呼ばれますが、証文に記される「出世」は、文字通り江戸時代の人びとにとつての仕合せ（幸せ）の有り様を示していると言えるでしょう。



▲出世証文（滋賀大学経済学部附属史料館所蔵中井源左衛門家文書）